

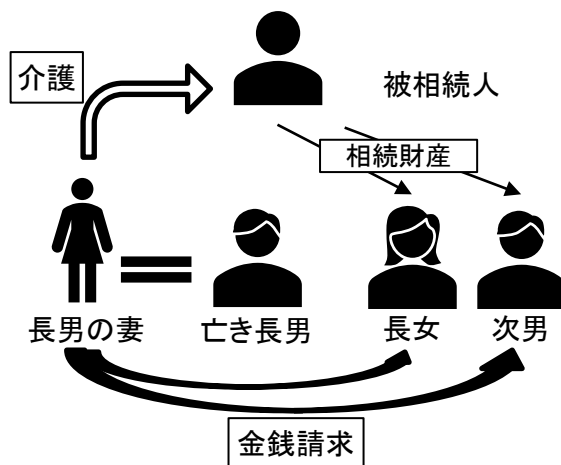
★「特別寄与料」制度について

「特別寄与料」制度とは、相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるというものです。この制度は平成30年の民法改正により令和元年7月1日より施行されました。今回はこの件についてご案内します。（若林茂）

◎制度の概要

制度導入前は、長男の妻はどんなに被相続人の介護に尽力しても相続人ではないため、被相続人が死亡した際に相続財産の分配を受けることができず、介護を全く行っていなかったとしても相続財産を取得できる相続人との間に不公平感があるとの指摘がありました。そこで、介護等の貢献に報いるため、相続開始後に長男の妻が相続人に対して、寄与に応じた額のコネ銭（特別寄与料）の請求をすることができることとなりました。

請求期限は特別寄与者が相続の開始および相続人を知ったときから6か月を経過するまで、または相続開始のときから1年を経過するまでと定められております。



◎特別寄与料の請求が認められるための要件

①被相続人の親族であること

特別寄与者は親族に限られるため、親族以外の者や内縁の妻は対象となりません。

②無償で療養看護その他の労務の提供をしたこと

報酬を受け取って介護や事業を助けていた場合は、特別寄与料の請求は認められません。

③被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたこと

長男の妻が介護等を行っていたことにより、介護費用を節約できていたなどの事実が必要です。

◎相続税の課税関係と申告

①特別寄与者（長男の妻）

特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を、被相続人から遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。特別寄与者は相続人ではないため、原則として相続税額が2割加算されます。また、3年以内に被相続人からの贈与がある場合には相続税の課税価格に算入されます。

なお、支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合において、新たに相続税の申告書を提出すべき要件に該当することとなった者等についてはその相続税の申告書等を、その確定したことを知った日の翌日から10か月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

②特別寄与料を支払う相続人（長女・次男）

特別寄与料の額がその特別寄与者の課税価格に算入される場合には、その特別寄与料を支払うべき相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、その特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額によることとされています。なお、上記の相続人が負担すべき金額は、相続人が数人いる場合には、各相続人の相続分を乗じた額を負担することとされています。

また、支払うべき特別寄与料の額が確定した場合において、当初の申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったものは、その確定したことを知った日の翌日から4か月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができます。

◎まとめ

稀なケースとしては、被相続人が国外に居住し、特別寄与者が制限納税義務者に該当する場合には特別寄与料の額は国外財産となるため相続税の課税価格に算入されず、相続人が支払う特別寄与料が課税価格から控除できないという事態も想定されます。相続開始後に親族間で争うことがないように、また被相続人の意思を伝えるためにも遺言を作成するなどの事前の準備を検討してみたいかがでしょうか。